

調査レポート

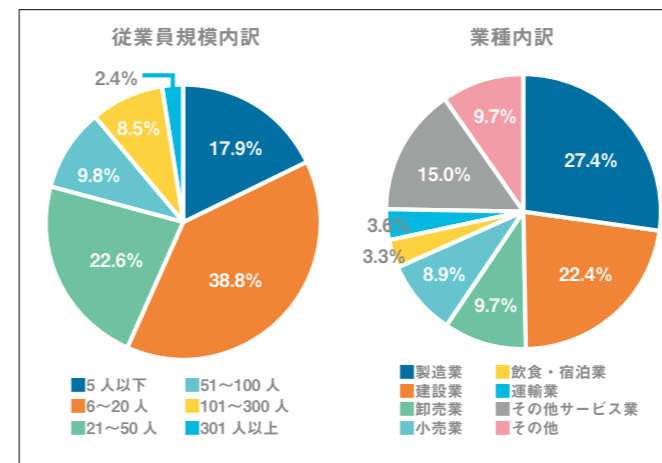
令和2年度 福井県賃金実態調査 No.3

～諸手当編～

3回シリーズで紹介している「福井県賃金実態調査」の第3回目は役職手当等の諸手当支給に関する結果をご紹介します。

調査概要

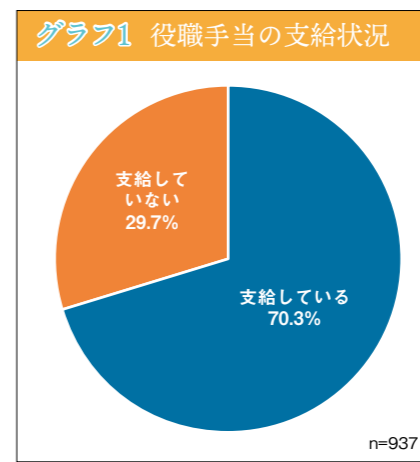
- 期間 令和2年9月1日(火)～10月23日(金)
 - 方法 調査票の郵送による照会
 - 対象 福井県下3,000社の民間企業を無作為抽出
 - 回収数 966社(回収率32.2%)
- ※グラフは無回答を除く集計値で作成
回答企業内訳



役職手当

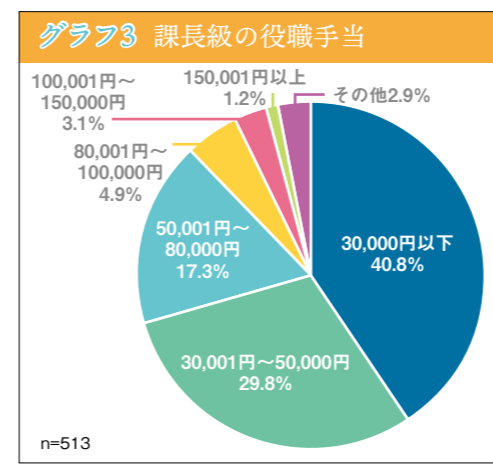
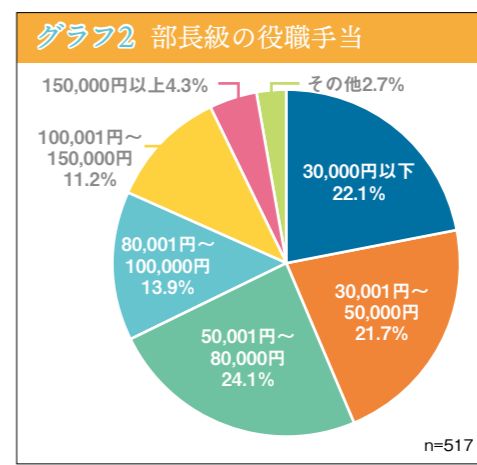
7割の企業が役職手当を支給
支給額は企業間でばらつきあり

福井県内企業の役職手当の支給状況は、グラフ1の通り。70・3%の企業が役職手当を支給している。



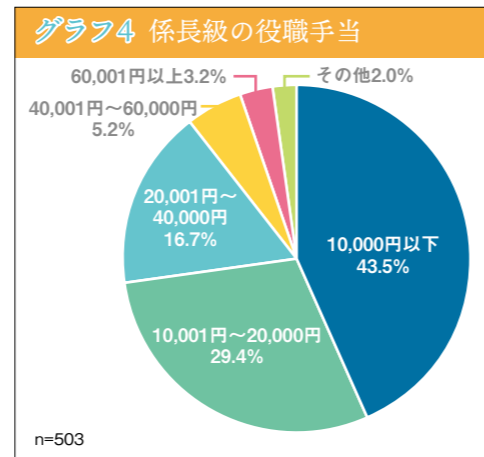
また、一か月あたりの役職別の手当額は、グラフ2～4の通り。
部長級の手当額は企業間でばらつきが大きく、100,001円以上支給している企業が15・5%ある一方で、30,000円以下が22・1%であった。50,001円以上は53・5%を占めた。
課長級の手当額も企業間でばらつきがあるが、30,000円以下が40・8%と最も多く、50,000円以下

の支給が70・6%を占めた。
係長級の手当額は、10,000円以下が43・5%と最も多く、20,000円以下の手当額が全体の72・9%を占めた。
総じて、手当額は個社の事情によって異なる結果となった。

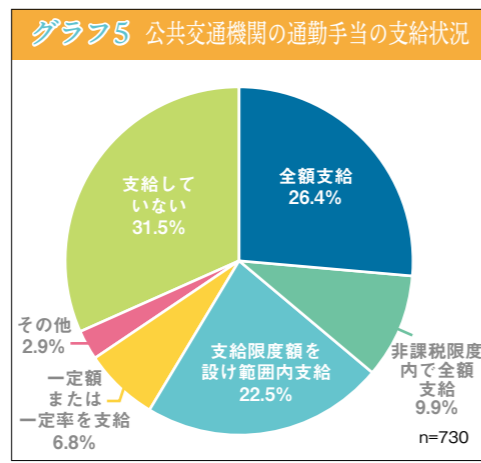


通勤手当

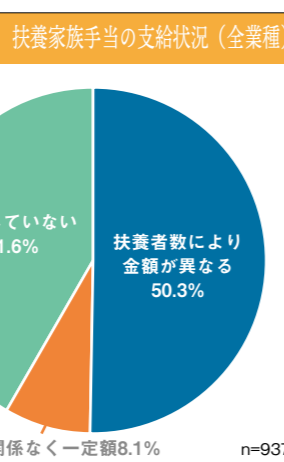
自家用車利用の方が
支給割合が高い傾向に



公共交通機関を利用した場合の通勤手当の支給状況はグラフ5の通り。



るものの、91・6%の企業が通勤手当を支給している。
総じて、当県の自家用車通勤が多い実態を反映し、手当金額の差はあるものの、自家用車通勤の方が手当支給の割合が高い結果となった。



扶養家族手当

企業で対応が分かれる

扶養家族手当の支給状況は、グラフ7の通り。支給している企業が58・4%、支給していない企業は41・6%と対応が分かれた。支給している企業の状況を見ると、配偶者手当額は10,000円以下、子への手当額は5,000円以下が約7割を占めた。

資格手当

重要度・難易度が高い資格の
支給額が高い傾向に

各社の業務内容で重要度・取得難易度が高い資格は手当額が高い傾向が確認された。

参考：各種資格(技能)手当の支給状況(月額平均)

一級建築士	14,659	通関士	10,000
二級建築士	5,870	危険物取扱者乙種	5,000
インテリアコーディネーター	3,800	理学療法士	40,000
税理士科目合格	6,500	看護師	23,154
日商簿記3級	3,000	栄養士	14,325
自動車整備士	19,335	ケアマネジャー	14,000
大型自動車免許	12,333	介護福祉士	12,333

※一部抜粋・順不同

お問合せ

福井商工会議所
創業・経営支援課

☎0776-33-8283

詳細の調査結果については、
上記までお問い合わせ下さい。

公共交通機関を利用した場合の通勤手当の支給状況はグラフ6の通り。「通勤距離に応じて支給」が最も多く74・9%を占め、支給条件は異なる結果となった。
31・5%の企業が支給していない結果となった。
続いて、自家用車を利用した場合の通勤手当の支給状況はグラフ6の通り。「通勤距離に応じて支給」が最も多く74・9%を占め、支給条件は異なる結果となった。

